

揚水機場の運転に係る電気料金への補助を行います

栗原市では、2戸以上の農家で組織する団体が管理する揚水機場（市・土地改良区管理を除く）の維持に要する経費の負担を減らすため、機場の運転に係る電気料金に対して補助金を交付します。

補助内容

予算の範囲内において

用水期（4月から9月までの期間）における機場の運転に係る電気料金の額に応じて補助します。

【 重要なお知らせ 】

栗原市農業用揚水機維持管理補助金交付要綱が令和4年度で廃止となるところでございましたが、要綱の改正により、補助率の変更を伴いながら令和7年度まで継続いたします。

また、令和6年度は補助率を引き下げする予定でしたが、依然として電気料金の高止まりが続いていることから、令和6年度の補助率を令和5年度と同率に据え置きます。

| 電気料金総額 | 令和6年度補助率 |
|--------------|----------|
| 2万円以上 5万円未満 | 21% |
| 5万円以上 10万円未満 | 28% |
| 10万円以上 | 35% |

※ 補助金額は、電気料金総額に右記の補助率を乗じた金額となります。

※ 千円未満の端数は切り捨てとなります。

※ 申請の総額が予算を超えた場合は、この補助率を下回る場合があります。

補助申請

下記の書類を準備のうえ、**令和6年10月31日（木）まで** 各総合支所市民サービス課産業建設係に申請してください。（①と⑦の様式は各総合支所に備え付けております。）

① 補助金交付申請書兼実績報告書（所定様式）

② 揚水機場の位置と受益地がわかる地図（公図、地形図の写しなど）

③ 揚水機場の利用者名簿

④ 申請団体の運営状況が確認できる収支決算書等の書類

※ **団体（水利組合等）の総会資料を添付してください。**また、総会を行っていない団体については揚水機場の運転に係る電気料金について、収支決算が確認できる書類を添付してください。

⑤ 電気料金の支払いを証する書類の写し（「電気料金振替領収証」または「支払証明書」）

⑥ 「電気ご利用期間のお知らせ」の写し

※ 検針日の都合により、4月から9月の電気料金の請求が7ヶ月になる場合のみ添付してください。

⑦ 振込依頼書（所定様式）

※ 昨年度に申請された際の口座名義及び口座番号が変更になる場合は、通帳の写し（表紙及び1ページ目の見開き）を添付してください。特に、新規申請される団体や代表者が変更となった団体については、必ず提出してください。

《申請書の提出忘れにご注意ください》

※ 10月は大変多忙な時期ですので、期限内の申請書の提出忘れにご注意ください。

また、毎月発行される振替領収書（はがき）の紛失にもご注意ください。

【問い合わせ先】

栗原市農林振興部農村整備課 Tel22-1138 または 各総合支所市民サービス課産業建設係

築館 Tel22-1114 若柳 Tel32-2124 栗駒 Tel45-2114 高清水 Tel58-2113

一迫 Tel52-2114 瀬峰 Tel38-2114 鶯沢 Tel55-2114 金成 Tel42-1114

志波姫 Tel25-3114 花山 Tel56-2114